

# 山梨県公報

第二百八号

令和三年

七月十九日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○土地収用事業の認定……………三八九

### 公告

○肥料の登録……………三九〇

○開発行為に関する工事の完了について……………三九〇

### 公安委員会

○落札者の決定について(二件)……………三九一

○一般競争入札について……………三九一

### その他

○一般競争入札について……………三九三

## 告示

### 山梨県告示第二百八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和三年七月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 起業者の名称 丹波山村

二 事業の種類 丹波山村新庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分 山梨県北都留郡丹波山村字上岡道下地内、字丹波及び字水掛地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

丹波山村新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、丹波山村(以下「起業者」という。)が、老朽化、狭隘化した丹波山村役場庁舎(以下「本件施設」と

いう。)を建て替える事業であることから、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業に要する経費について、令和二年度及び令和三年度予算において予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

丹波山村役場の現庁舎は建設から約五十年が経過し、老朽化が著しく、地震や台風の度に建物のひび割れ、雨漏り浸水等の劣化が進み、それらにより証明書発行端末等の電子機器の故障・破損を引き起こしている。

また、丹波山村は、その位置する地形から、災害時には接続している国道・県道が寸断され、「陸の孤島」となる可能性があることから、役場庁舎は村唯一の防災拠点としての機能が求められているものの、耐震診断においては、震度六以上の地震で倒壊・崩壊する危険性があると診断され、防災拠点としての機能を果たせない恐れがある。

さらに、近年の多様化する行政需要に伴い、業務量が増加しているものの、職員の実務スペース・文書保管場所等が十分に確保できていない。

加えて、エレベーターや相談スペース等が整備されておらず、バリアフリー対応、来庁者のプライバシーに対する対応が十分ではない。

このようなことから、起業者は現庁舎の修繕を検討したが、修繕の規模が大きく、今後の維持管理コスト等を勘案すると、修繕より建て替えの方が経済的であるとの結論となった。

なお、今回の起業地はかつて青梅街道丹波宿として栄えた「宿地域」であるが、現在この宿地域には郵便局、駐在所、小学校、農協に加え、旅館、商店、ガソリンスタンド等の商業施設もあり、村役場庁舎が宿地域に移転することで村の主要施設がコンパクトに集約され、村民の暮らしの利便性の向上も期待されることである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### (二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)及

び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、起業者は、建築工事期間中は、遮音シートを設置し、騒音・振動の発生を抑える対策を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置について、事業実施に必要な面積が確保されること、国道沿いにあり村内地域・村外からの自家用車等での来庁の利便性が高いこと、村内各地域からの公共交通機関での来庁の利便性が高いこと、他の公共施設、関係機関等行政的に関係・連携の深い施設の近隣であることなど、社会的、経済的な要件を考慮して選定された三案を比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

起業者は、令和二年三月には「丹波山村役場新築計画基本計画」を策定したところであり、同計画において、令和四年度の新庁舎供用開始を予定としている。

また、3(一)で述べたとおり、現庁舎は老朽化による雨漏り等により電子機器の故障・破損が生じており、耐震診断において震度六以上の地震で倒壊・崩壊する危険性があると診断されている。

以上ことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、役場庁舎機能に必要な基本的な機能をもとに、本件事業において必要とされる面積を算出したものであり、適切であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ

る。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 丹波山村役場新庁舎建設室

公 告

● 肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料の登録をした。

令和三年七月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第二十一号	家庭園芸用複合肥料	バイタルグリーンE	窒素全量〇・七% 水溶性加里一・〇%	公定規格 のとおり	株式会社KANSH OKU東京都江戸川区松江七一八一十	令和六年六月三十日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市春日居町鎮目字小御堂六百三十三番一の一部及び六百三十六番二の一部並びに石和町山崎字伊勢宮百三十四番一の一部、百三十六番一の一部、百三十六番三の一部及び百八十二番八の一部並びに水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町山崎百八十二番地 株式会社小林リース 代表取締役 小林行夫

## 公安委員会

### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年七月十九日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 県警WANネットワーク機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年六月四日
- 四 落札者
- (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
- (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 三千三百七十九万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年四月二十二日

### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

のである。

令和三年七月十九日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 交通情報総合管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部交通部企画課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年六月二十九日
- 四 落札者
- (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店
- (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 一億八千六百八十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年五月二十日

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年七月十九日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量 運転免許ファイリングシステム 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和四年三月一日から令和五年十二月三十一日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部運転免許課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)
  - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第百十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 四 入札手続等
  - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五―二八五―〇五三三
  - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和三年八月十九日(木)までの山梨県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日(八月十九日)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。
  - 3 入札及び開札の日時及び場所 令和三年九月八日(水) 午前十一時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム
  - 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和三年九月六日(月) 午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当(郵便番号四〇〇一〇二〇二)

- 5 入札方法 山梨県南アルプス市下高砂八二五番地)に必着すること。
  - 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 五 その他
  - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和三年八月三十一日(火)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(八月三十一日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。
  - 5 契約書作成の要否 要
  - 6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することができる。
  - 7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部運転免許課 電話〇五五―二八五―〇五三三

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Computer Systems for Driving License Filing System, 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00AM September 8, 2021

3 Bureau in charge: License Division,

Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters

825 Shimotakasuna Minamiabs Yamanashi 400-0202

Japan TEL 055-285-0533

その他

● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和三年七月十九日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 内 藤 広

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 雁坂トンネル補修工事

2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで

3 工事概要 はく落防止工 平板FRPメッシュ設置 A≒百一平方メートルはく落防止工 L型加工FRPメッシュ設置 A≒四十一平方メートル

4 工期 令和三年八月二十日から令和四年二月二十八日まで

5 予定価格 千五百六十四万二千元(税込み)

二 入札参加資格申請の受付期間 令和三年八月二日(月)から同月六日(金)までの

山梨県の休日を含め定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ

(<http://www.fruits.jp/karisaka/nyuusatujouhou.html>)において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番